

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

野々市市長

公表日

令和5年6月5日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給・保険料の徴収に関する事務を主務省令で定めるもの</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>4 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>5 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務</p> <p>6 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>
システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム 後期高齢者医療システム 個人住民税システム 税収納システム 口座振替システム 宛名システム 中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 資格異動対象者マスタ 突合情報ファイル 所得情報ファイル 収納統合ファイル 口座振替抽出ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
法令上の根拠	[情報提供] 番号法第19条第8号、同法別表第二83の項 [情報照会] 番号法第19条第8号、同法別表第二82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部保険年金課
所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保険年金課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

保険年金課

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月13日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 倉 繁夫	保険年金課長 堀 秀次	事後	
平成28年7月22日	1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成28年7月22日	- 1対象人数 及び - 2取扱者数	平成27年5月20日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成29年5月23日	1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年5月23日	- 1対象人数 及び - 2取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年4月28日時点	事後	
平成30年6月28日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 堀 秀次	保険年金課長	事後	
平成30年6月28日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	平成29年4月28日現在	平成30年5月16日現在	事後	
令和1年6月10日	リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年10月1日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	平成30年5月16日現在	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	- 1対象人数 および - 2取扱者数	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月28日	- 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月28日	- 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	-	番号法第19条第8号、同法別表第二82の項	事前	
令和4年2月28日	- 6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	- 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和4年6月21日	- 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム 後期高齢者医療システム 個人住民税システム 税収納システム 口座振替システム 宛名システム	後期高齢者医療広域連合電算処理システム 後期高齢者医療システム 個人住民税システム 税収納システム 口座振替システム 宛名システム 中間サーバーシステム	事後	
令和4年6月21日	- 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二82の項	【情報提供】 番号法第19条第8号、同法別表第二83の項 【情報照会】 番号法第19条第8号、同法別表第二82の項	事後	
令和4年6月21日	- 1 対象人数 および - 2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	- 1 対象人数 および - 2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	